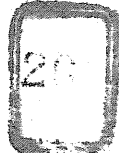


MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

極 秘



日韓会談の経緯（メモ）

39.12.1 理、外

- 1 日韓会談は、昭和26年10月の予備交渉を皮切りに、正式会談は今回の第7次会談に至るまで断続的に行なわれ、既に10年有余を経過している。

日韓会談における主要議題と現在までの審議状況は、概ね次のとおりである。

- 2(1) 国交の基本関係に関する問題

27年2月以来両国国交樹立の基本理念となるべき「日本国と大韓民国との基本関係を設定する条約案」の策定を目的に審議が進められたが、在日韓人の国籍問題、旧日韓併合条約等の無効確認の問題等について両者の意見は調整されないうちに現在に至っている。（基本関係に関する委員会の審議は第三次会談における昭和28年10月12日の第1回基本関係部会以来行なわれず第4～第6次会談においては、基本関係委員会の設置については合意を見たものの会合は全く行なわれていない。）

- 2(2) 請求権問題（一般請求権、船舶、文化財）

- ① 一般請求権問題

- ① これまでの日韓会談の一つの焦点的存在であり、諸議題のうち最も活発な討議がなされてきたが、その過

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

程において、わが方は当初主張していた在韓日本財産に対する請求権に対する主張を撤回し(52.12.31)、その後、韓国の対日請求権の処理について、その法的根拠、事実関係検討の努力が続けられたが両国の法律の見解には大きな相違があり、かつ、事実関係の立証は極めて困難であることが明らかとなつた。

㊦ 37年11月の大平、金会談において、日本より経済協力(無償3億ドル、有償2億ドル)を供与し、その随伴的な結果として、平和条約第4条に基づく請求権問題も同時に解決することとするという新しい方式をとることについて大筋の合意をみた。

㊧ その後^{一般}請求権問題については、漁業問題等他の議題の討議状況との関係で実質的な進展を見ていないが、大平、金会談による請求権問題解決のための合意内容について今後なお調整を要する問題としては次の諸点がある。

- ① 解決の対象となる請求権の範囲
- ② $\frac{0}{A}$ 残高の償還期限及び方法
- ③ 有償経済協力の返済期間

これらについては、漁業問題等について大筋の合意がなされた段階において最終的調整を図る必要がある。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

② 船舶問題

① 韓国側は対日請求権の一環として、終戦当時朝鮮に船舶のあつたすべての船舶（置籍船）及び朝鮮水域に所在していたすべての日本籍船舶（置水船）の返還を要求し、日本側は、その法的根拠について承認しえないものとして船舶委員会において討議がなされてきた。この韓国側の主張も、請求権問題に関する新しい解決方法について大筋の合意がなされた現在、当然同時に解決されるべきものと考えられるが、韓国側は、その後も船舶問題は一般請求権問題とは、別途に解決しなければならない趣旨の発言をしているので、（38・1・21金書簡 1・23 予備交渉における発言）この点は①②にのべたとおり明確な調整を要する。

② なお、わが方としては、昭和24年のSCAP指令に基づいて朝鮮郵船（株）に引渡した政府・国鉄所有船計4隻と引換えに日本政府が所有権を取得した5隻の船舶（昭和20年のSCAP口頭指令により米軍の指導^{指揮}下に派遣したもの）についての請求権を有している。（これは平和条約4条b項非該当のものにあるから韓国側に対し主張しうるものである。）

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

⑤ 文化財問題

韓国側は、対日請求権の一環としてわが国にある朝鮮文化財の返還を主張し、これに対して日本側としては、法的な義務の問題を離れて、自発的にある程度の国有文化財を贈与することを考慮する（33・4・16美術品106点を引渡した）との態度をとっている。

韓国側は、大平、金合意の後も、船舶問題と同様文化財問題についても、一般請求権問題とは別途に処理すべしとの態度をとっている如くである。

(3) 漁業問題

(イ) 日韓会談の一つの焦点であつた請求権問題について大筋の合意がなされた結果、その後の日韓会談における討議は漁業問題が中心となり、本年3月から4月にかけて、両国農相による会談が行われ、専管水域、共同規制問題に加えて、韓国側が提案した漁業協力問題について討議が行われたが、討議の主題である専管水域、共同規制問題について、両国の意見は対立したまゝ物分れに終り現在に至っている。

(ロ) なお、わが方としては、いわゆる李ライン関係の拿捕漁船に関するわが方の請求権問題も漁業問題の一環として処理する方針のもとに、農相会談においても韓国側に要求した。

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

(4) 在日韓国人の法的地位に関する^{問題}関係

法的地位に関する討議は「在日韓国人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」の作成を目標に行われ問題によつては双方の立場が、かなり歩みよりをみせているが在日韓人の永住権を付与する者の範囲、退去強制の事由、帰還者の持ち帰り財産等についてなお双方の主張が食い違っている状況である。

(5) 竹島問題

韓国は、いわゆる李ラインの内側に本来日本の領土である竹島を含め、一方的に占拠し現在に至っている。わが方としては、日韓国交正常化に際しては、かかる事態を放置することは適当でないので解決の方途につき何等かの合意をとりつけねばならない。